大個審第６号

（建議第５号）

平成１５年８月１９日

大阪府知事　様

大阪府個人情報保護審議会

　 会長　　佐藤　幸治

改正住民基本台帳法の施行に伴う本人確認情報に係る個人情報

保護のあり方について（建議）

　大阪府個人情報保護条例（平成８年大阪府条例第２号。以下「条例」という。）は、憲法が保障する「個人の尊厳」、「基本的人権の尊重」を基本理念とし、高度情報化社会において、広く個人情報の保護を図ることが個人の尊厳を保つ上で重要な意義を有するものであるという認識に立って制定されたものであり、府及び大阪府個人情報保護審議会（以下「本審議会」という。）はその実現に向けて、これまで、個人情報の保護に関する様々な方策について、鋭意その推進に努めてきたところである。

　このような観点から、本審議会は標記について十分な審議を行った上、平成１４年７月３０日の答申において、個人情報の保護に十分留意した運用に努めることを前提として実施機関の諮問を認めることとした。さらに、本審議会は、同日、改正住民基本台帳法の施行に伴い府が構築を図るべき、本人確認情報に係る個人情報保護制度のあり方に関する事項について速やかに検討し、本審議会に報告することを求める建議を行ったところである。

　本審議会は、これら答申及び建議の後、実施機関から建議への対応方策等について詳細な報告を受けたところであるが、本審議会は本件の重大性を強く認識し、平成

１５年８月２５日の同システムの第二次稼動に際し、住民基本台帳ネットワークシステムにおける個人情報保護に万全を期すため、下記事項を実施されるよう、条例第５７条第１項の規定により建議する。

記

１　平成１４年７月３０日の本審議会の建議に関しては、実施機関においてその対応策について鋭意検討、実施され、住民基本台帳ネットワークシステムにおける個人情報の保護が図られてきたところであるが、本件については、今後とも引き続き検討し、大阪府において十分なセキュリティ対策を行い、さらなる個人情報保護を図ること。

また、対応方策の検討に当たっては、様々な観点から、市町村担当職員の意見を把握し、これらの意見を対応方策に反映させるようにすること。

２　住民基本台帳ネットワークシステムの施行状況ならびに本審議会の建議への対応方策の検討及び実施状況について、今後とも定期的に継続して本審議会に報告すること。